

方被投資国の外国為替不足による利潤送金の阻害という一般的な制約が存する外、会社自身極めて小額の資本金しか有さないという資金面からの制約等もあり、本案の実現をみたとしても果してどれ程の効果を挙げ得るか疑問であらう。

四、むすび

以上の如く国際通貨基金及び国際復興開発銀行の前途には解決を迫られている多くの問題が山積している。これらの問題をいかにして解決するかは同時に本機構の存廃にもかかわるものである。最近における基金の為替制限撤廃を条件とする資金利用緩和の動きや国際金融会社設立案に見る如き銀行の融資条件緩和の動きはある意味では加盟国から無意義な存在として葬り去られようとしている同機構への信頼を回復しようとする努力とも解される。既述のように両機関は戦後の国際経済がある程度ノーマルな状況であることを予想して創設せられたものである。従つて余りにも不均衡にみちた現実の国際経済下においてこれらが十全の機能を發揮し得ないことは当然といわねばならず、英国が新たな国際会議を開催し、現状に即した国際通貨金融機構の設立を提案している意図もここにある。たゞそれにしても従來の経過はこのような根本的な不均衡を考慮に入れても両機関の活動には遺憾とすべき点があつたように考えられる。

今回のメキシコ・シチイーにおける両機関の総務会はその性格上討論の域を出ず、僅かにオランダ等が現在実施中のドルの優先外貨制度の実情調査方(ベルギー提案)が基金総務会で可決された外、何等具体的結論を得るに至らなかつた。しかしながら世界の財政金融首脳者が一堂に会しただけに何等かの成果があつたこととは否み得ず、十一月の米國大統領選挙、英連邦首相会議にも関連して今後の両機関の動きは注目を惹くものがある。(佐藤)

GATT加入の効果と影響について

昭和27・12・1

目次

一、はしがき

——GATTの国際経済上の役割——

二、GATTの主要内容

(一) 第一部

(二) 第二部

(三) 第三部

三、GATT加入の効果

(一) 関税上の最惠国待遇の効果

(1) 現行の関税譲許に均霑し得る利益

(2) 加入に際し或は今後の関税交渉により新たに関税譲許を受け得る利益

(3) 譲許関税率の一方的引上げを免れ得る利益

(4) 関税上の最惠国待遇原則の例外

(イ) 特恵国間の特恵的待遇

(ロ) 緊急の場合の特例

(ハ) 関税交渉を行わず且つ関税譲許の適用に不同意の場合の特例

(ニ) 通商上の無差別待遇の効果

(三) わが国が与える関税譲許及び無差別待遇の影響

(1) 関税譲許について

(2) 輸出入制限の原則的禁止及び無差別待遇について

(3) その他

(四) 要 約

四、む す び

——わが国加入の見透し——

一、はし が き

——G A T Tの国際経済上の役割——

講和条約の発効以来、政治上、経済上の諸々の国際機構への参加が矢つぎ早やに問題となつてゐるが、その一つとしてG A T Tへの加入の問題がある。去る七月十八日わが国は簡易手続による加入申請を行つたが、これは英国その他三方国以上の反対があつたため、十月二日からのジュネーブにおける第七回G A T T締約国団会議(いわゆるG A T T総会)に持ち越された。しかしそこでこの討議の結果も、周知の通り、特別委員会がわが国の労働関係法や貿易慣習などがG A T Tの原則に合致しているかどうかを調査の上、あらためて検討することとなり、再び次の締約国団会議に繰延べられることとなつた。

G A T T(General Agreement on Tariffs and Trade 関税及び貿易に関する一般協定)は、今更いまでもなく関税その他の貿易障害の実質的低減及び国際通商上の差別的待遇の除去をめざした互恵的取極めであつて、いわばブレトン・ウツツ協定とともに世界の自由貿易拡大という理想を担う車の両輪をなすものと見ることが出来る。蓋しそれは、本来ブレトン・ウツツ協定と併立して右の理想を担うべき国際貿易憲章に事実上において代わるものであるからである。すなわち第二次世界大戦後世界各国があげて完全雇用と高い生活水準を享受し得る道は自由貿易の拡大以外にないとせられ、これが実現のためブレトン・ウツツ協定に基き世界各国間の通貨関係即ち為替面の調整を担当するものとして国際通貨基金(International Monetary Fund)が、また各国間の投資、融資の部分を担当するものとして国際復興開発銀行(International Bank for Reconstruction and Development)が誕生し、それとともに関税、貿易の部門を規制するものとして国際貿易機関(International Trade Organization)の成立が企図せられた。そしてその根柢をなす国際貿易憲章が一九四八年三月五十三カ国

G A T T加入の効果と影響について

によつて調印せられたのであるが、これはその発効条件たる調印国の過半数の批准が得られないため、現在に至るも日の目を見るに至つていない。G A T Tはこの国際貿易憲章調印前、将来それに吸収せられるものとして二十三方国の間に成立したものであるが、国際貿易憲章が右の如き実情にあるため、現状では事実上それに代わるものとなつてゐるのである。

右の如き役割を担つてゐるG A T Tは、現在三十四の参加国を擁しており、したがつてこれに加入することは、国際的な貿易機構に仲間入りするという点において極めて重大な意味をもつてゐる。今次の締約国団会議では不幸にして加入が認められなかつたが、これが実現すればG A T Tの規定してゐる関税上、通商上の諸々の義務を各締約国に対して要求する資格を取得できるわけで、わが国貿易に対する効果は少くないものと期待されてゐる。尤もG A T Tの規定してゐる義務は双務的なものであり、わが国も当然それ等の義務を担わねばならないから、概念的にはプラスの効果と同時にマイナスの効果もあり得るわけで、その両者を綜合してより大きな利益を相互に確保しようというのが、G A T Tの根本精神に外ならない。

以下わが国がこのG A T Tに加入できた場合、積極、消極両面においていかなる効果を期待することが出来るかについて考察してみたいと思ふのであるが、それには先ずG A T Tの規定が締約国に対していかなる義務を担わせてゐるかをみることははじめねばならない。

二、G A T Tの主要内容

G A T Tの規定は、三部三十五カ条の本文と附属書及び附属関税表から成つてゐるが、その主要内容を摘記すれば次の如くである。

(一) 第一 部

これは最も重要な最恵国待遇の原則を定めた部分であつて、次の二つの義務を定めてゐる。

- (1) すべての締約国は、他の締約国に対し輸出入に関する最恵国待遇を即時且つ無条件に与えねばならない。(第一条)
- (2) 附属関税表(これは関税交渉会議の結果決定されたもので、関税譲許表とよ

ばれる)に掲げられた輸入品に対する関税はこの表に定めた税率によつて徴収しなければならぬ。(第二條)

右の規定によつて参加国は他のいずれの参加国からも関税その他輸出入上の手続に關し最惠国待遇を保証せられるわけである。しかしここで注意を要する点は、最惠国待遇といつても特定国間の輸出入にのみ適用せられる特惠税率までは排除しないことである。また、関税讓許表に掲げられている最惠国税率で基本税率より高率なものが見られる(例えばインドネシア)ことも見逃し得ない点で、これは将来税率を引上げる場合にもこの限度を超えては引上げないということとを約束したものであり、このような方法も関税讓許の一方法として認められている。関税讓許の方法については後述するが、右は加入の即時的影響を考へる上に見逃せないところである。

更に附屬関税表に定める税率の適用について重要な例外規定が定められていることも看過できないが、それ等については加入の効果を考へる際にゆづることとしたい。

(二) 第二部

これは第三條から第二十三條までの二十二カ條から成つており、そのうちに含まれる主なるものを要約的に列挙すれば以下の如くである。

- (1) 他の締約国からの輸入品に対する内国税賦課等における差別的取扱の禁止(第三條)
- (2) 他の締約国産品の国内通過の自由の供与(第五條)
- (3) ダンピング防止税及び相殺関税賦課に関する制限(第六條)
- (4) 関税徴収上実際価額によらない輸入品評価の禁止(第七條)
- (5) 輸出入品に課する税以外の手数料等を実費を超えて徴収することの禁止及び輸出入手続簡易化の義務(第八條)
- (6) 原産地表示の要件に關する差別的待遇の禁止、輸入の際の原産地表示許可等の義務(第九條)
- (7) 貿易規則の公表及び公平にして合理的な施行の義務(第十條)
- (8) 輸出入の数量的制限の原則的排除(第十一條)

(9) 輸出入の数量的制限を行う場合の差別的取扱の禁止(第十三條)

(10) 協定の意圖を没却するが如き為替措置の禁止(第十五條)

(11) 輸出増進又は輸入抑制のための補助金政策に關し締約国団に通告の義務及び他の締約国から要請があつた場合補助金交付の制限について討議に應ずる義務(第十六條)

(12) 輸出入を独占的に国家企業に取扱わせる場合無差別待遇の原則に合致する運営を行う義務(第十七條)

(13) 輸出入に關する他の締約国からの申入について協議に應ずる義務(第二十二條)

(14) この協定に基く利益が無効化又は毀損せられた場合、調整のため申入を行い、又は問題を締約国団に付託する権利及びそのような申入に対して協議に應ずる義務(第二十三條)

これ等の多くの規定のうち最も重要と認められるのは、(8)及び(9)の「輸出入の数量的制限の原則的排除」及び例外的に数量制限を行う場合の「差別的取扱の禁止」を定めた条項であつて、これ等は第一部の最惠国待遇の原則とともに、GATTの骨格をなすものと見られる。何となれば第一部の原則により世界各国の関税障壁がとり除かれたとしても、輸出入の制限、管理等の手段によつて別の障壁が設けられるのでは無意味に帰するからである。

また補助金に關する(11)の条項及びダンピング防止税並びに相殺関税に關する(3)の規定も第一部を補足するものとして見逃せない。これは輸出増進又は輸入抑制のため補助金政策をとることができるが、締約国団にそれを通告しなければならぬこと、若し他の締約国からその撤廃或は軽減などについて申入があつたときは協議に應じなければならぬことを定めるとともに(第十六條)、或る締約国の補助金政策或はダンピングのため国内産業に重大な影響を被る場合は、該許関税率による関税の外に補助金相当額或は正当な価格とダンピング価格との差額を超えない税(前者を相殺関税、後者をダンピング防止税といつて)を課し得ることを定めたものである(第六條)。

なお(10)の本協定の趣旨を没却するが如き為替上の措置の禁止条項も重要であ

る。しかしこれはブレトン・ウツツ協定の加盟国でない国がGATTに加入する場合を主眼として設けられたものと考えられ、ブレトン・ウツツ協定と並んで世界の自由貿易拡大の理想を達成するという構想の上から見れば、むしろ補足的な規定とみなして差支ないと思われる。

以上の如き諸々の規定によつてGATT締約国は相互に恣意的な輸出入制限を行わない義務を負うわけであるが、第一部の場合と同様これにも少なからざる例外規定があり、またこの部分はGATT加入の議定書の日付の日に現存する国内法令と矛盾しない限度において適用すれば足ることとなつてゐる。例外規定については後にゆづる。

(三) 第三部

第二十四条以下第三十五条までの十二カ条から成るこの部分は、この協定の適用区域、発効、改正、加入、脱退等主として手続事項を定めてゐる。

三、GATT加入の効果

以上概観したような主要内容をもつGATTに加入した場合、積極的、消極的に如何なる効果が期待されるであろうか。それは既に述べたように各参加国からGATTの規定する関税上、通商上の義務、制限などに基く無差別待遇を互恵的に受け得るといふことに帰するが、特に重要な点を要約すれば次の如くである。

- (1) すべての締約国から貿易上の最恵国待遇を与えられ、GATTの過去三回の関税交渉会議において譲許された最恵国税率に均霑することができること。
- (2) 関税の譲許については、各国の現行最恵国税率に均霑し得るのみならず、加入に際して、或はその後の関税交渉会議において、わが国の輸出品について新たにこれを求めることができ、且つ譲許関税率は一方的に引上げられることがないこと。
- (3) 関税以外の輸入手続、制限等についても他の締約国と同様の無差別待遇を保證せられ、恣意的な輸入制限を免れ得ること。
- (4) 以上の恩典は相互的な義務であり、わが国もこれを他の締約国に対して与えねばならないこと。

GATT加入の効果と影響について

右の(1)及び(2)は関税上の恩典であり、(3)は関税以外の通商上の恩典であるが、以下順を逐つて考察する。

(一) 関税上の最恵国待遇の効果

(1) 現行の関税譲許に均霑し得る利益
わが国の主要輸出国の大部分はGATTの参加国である(次表参照)。したがつてGATT加入によつてそれ等の国の現行のGATT税率に均霑し得る利益は一応少くないと考えられる。

わが国主要輸出国とガットとの関係

加入の有無	最恵国待遇	国名	輸出金額
△	○	韓国	五、三四〇
	○	中国	二、〇九八
		台湾	一八、二一六
		琉球	一一、三九二
		香港	二二、一五七
○ ○ ○		印度支那	三、二九九
		タイ	一六、二六九
		マラヤ連邦	四、一六二
		シンガポール	二〇、三八九
		フィリピン	二一、八一二
		インドネシア	四六、二二〇
△		ビルマ	六、五二八
		印度	一八、六二二
		パキスタン	四二、一一九
		セイロン	六、二五七
		葡領アジア	九一八
		アフガニスタン	七九八
		イラン	一、五三四
		イラク	四、三二二
		アラブ	五、三六四

しかしGATTへの加入を俟たず、現在既に事実上最恵国待遇を与えている国もある。それ等の各国については、現行GATT税率の範囲内では、新たな効果は期待できない。すなわち現在のGATT締約国中西独、オランダ、韓国(参加予定)、ビルマ、パキスタンは通商協定に基き、フィンランドは通商航海条約により、また米国はその国内法たる互恵通商協定によつて現にわが国に対し最恵国待遇を与えている。更に英国、セイロン、ギリシヤ及びウルグアイも事実上同様の待遇を以て取扱い建前をとつてゐる。

したがつて右以外のGATT締約国についてのみ最恵国待遇均霑による新たな利益が期待せられるわけで、主なる国についてみると以下の如くである。(括弧内計数は昭和二十六年中のわが国輸出額)

(イ) インド(一八六億円)

わが国からの主要輸出品(化繊、機械、生糸、木材パルプ)に対する関税譲許は人絹糸(基本税率従価三〇%に対しGATT税率二五%)のみ。

(ロ) インドネシア(四六二億円)

前述の通り将来引上げを行う場合、これ以上引上げないという特定限度を定める方法による譲許で、差当りの利益なし。

(ハ) シンガポール(二〇四億円)

わが国からの主要輸出品に対する関税譲許なし。

(ニ) マレー連邦(四二億円)

同右

(ホ) フイリツピン(二三八億円)

関税譲許少く、且つ譲許が行われているものも基本税率据置のかたちをとつてゐるため、現行の譲許範囲では利益なし。

(ヘ) 仏領インドシナ(三三億円)

同右

(ト) フランス(七〇億円)

関税譲許は一般最恵国税率を据置のかたちをとり、極く少数の例外を除き基本税率の三分一。譲許が行われていないものについても一般最恵国税率の適用を受け得る利益が大きい。例示すれば次の通り。

GATT加入の効果と影響について

主要輸出品目	基本税率	GATT税率	備考
羽二重	従価三〇%	一〇%	
未晒又は晒生地	従価三〇%	一〇%	
その他	六〇%	二〇%	
縮緬或は紬	四五%	一五%	
銅(棒及線材)	三六%	一二%	

(チ) ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダ(五四億円)

譲許の多くは基本税率据置の方法によつてゐるので、現行譲許の範囲では新たな利益なし。

(リ) カナダ(五四億円)

かなり広汎に引下げ譲許を行つており、それに均霑し得る利益は少くない。例示すれば次の通り。

主要輸出品目	基本税率	GATT税率	備考
鮪(生及び冷蔵)	従価三〇%	従価二二・五%	
緑茶	封度当り八セント	封度当り六セント	
綿糸	従価二二・五%	従価一五%	
綿織物	及び封度当り四七セント及び封度当り二五%	三七セント	
絹織物	従価四七セント	同右	
毛・合成繊維を含まぬもの	従価四五%	従価三〇%	
二〇インチ幅以下の純絹織物	及び封度当り一〇セント及び封度当り七・五セント	従価二五%	
人絹糸	従価二五%	従価二二・五%	
人絹織物	四五%	三〇%	
棒鋼	一五〜三〇%	一二・五〜二〇%	
自動車	三〇%	二五%	
ミシン	二五%	一五%	
金属製玩具	四〇%	二五〜三〇%	

(ウ) ブラジル(七八億円)

わが国の輸出品に対する譲許は、銅、鉄線、自転車、紡績機械及びミシンの程度なるも、一般最恵国税率の適用を受け得る利益が期待される。

主要輸出品目	基本税率	G A T T税率	備考
生糸	クルゼイロ センタポス 每疋 三六	クルゼイロ センタポス 每疋 三六	一般最恵国税率
梳毛糸	ニ一〇〇〜二七・三〇	二〇〜二六	〃
銅塊	二四・三三 每噸	一六・〇〇	G A T T税率
鉄線	〇・八四〜一・〇〇 每噸	〇・七〇〜一・一三	〃
自転車	七・二八	六・八	〃
ミシン	一・四四	一・二三	〃
紡績機械			〃

(ク) ナイゼリア(八二億円)、ゴールドコースト(三四億円)、ケニア(三七億円)、タンガニカ(二八億円)

いずれもわが国からの主要輸出品目に対する関税譲許なく、差当りの利益なし。

(カ) 南阿連邦(一〇六億円)

わが国の主要輸出品に対する譲許は少いが、一般最恵国税率に均括し得る利益が大きい。

主要輸出品目	基本税率	G A T T税率	備考
綿糸	五%	無	一般最恵国税率
綿織物	五%	無	〃
ヤード当りF O B一志三片以下	従価一五% 又は毎ヤード二片	従価一〇% 又は毎ヤード五片	〃
絹織物	一五%	一〇%	〃
人絹織物	二五%	一五%	G A T T税率
毛織物	一〇%	五%	一般最恵国税率

(ウ) オーストラリア(三二四億円)

主要輸出品目	基本税率	G A T T税率	備考
自転車	九志	三志	一般最恵国税率
ミシン	五%	〃	〃
金具	二〇%	一五%	〃

(ク) ニュージーランド(三二億円)

わが国の主要輸出品目に対する関税譲許なし。

(カ) スエーデン(四七億円)

基本税率据置の方法による譲許が多く、差当りの利益なし。

以上によつて見ると、南阿連邦、ブラジル、カナダ、フランス、オーストラリア等にあつては、わが国の主要輸出品が現在G A T T締約国に比べかなりの差別的待遇を被つてゐることが明かであり、G A T Tへの加入によつて、右の如き関税上の不平等を免れ得ることの利益は少くないものがあるであろう。しかし反面わが国にとつての重要市場たる東南アジア各国についてみると、パキスタン、ビルマ、韓国、セイロン等は現に最恵国待遇を与えており、またインドネシア、マレー、シンガポール、フィリピン等は関税譲許が極く少く、したがつてこれ等の各国については今までに譲許された範囲内ではさして多くの利益を期待することはできないように思われる。

(2) 加入に際し或は今後の関税交渉により新たに関税譲許を受け得る利益

右は現行の関税譲許の範囲内でのことであるが、G A T Tへの加入を認められることとなれば、わが国が主要輸出国となつてゐる商品についてその相手国に対して新たに譲許を交渉し、新しくG A T T税率の設定を要求することができる。

例えればわが国の重要輸出品である綿製品については、GATT税率を設けている国は少いし、また米国は高級陶磁器については譲許を行つていないが、下級陶磁器についてはこれを行つていない。鮪罐詰についても同様である。したがつてそれ等については関税交渉により新たに譲許要求の余地があり、それは大きな利益の可能性として挙げられる。

しかし実際問題としてそれがどの程度可能かという点になると、例えば最近のように国際収支擁護のための輸入制限が瀰漫し、又国内産業保護のための関税引上げが論議されている実情からみればこれに過大の希望をかけることはやはり危険ではないであらうか。

(3) 譲許関税率の一方的引上げを免れ得る利益

次に一旦譲許された関税率は協議なくしては引上げられることがないというところが、大きな利益として数えられる(第十八条)。例えば米国で問題とせられた陶磁器の関税引上げについて英国、西独等はGATTの規定に基く協議の上で有効に抗議し得たわけであるが、わが国のそれはそのような国際的に認められた根拠

(1) パキスタン

品目	一般税率	GATT税率	特恵税率	
			英 国	ビ ル マ
綿糸 五〇デニールを超えるもの	七・五%		六%	無税
綿織物 グレイのもの	三〇%		六%	六%
綿織物 プリントもの	三六%		一八%	六%
人絹織物	五〇%又は毎ヤード七アンナの 高い方プラス $\frac{1}{2}$ %		三〇%又は毎ヤード二 $\frac{1}{2}$ アンナの 高い方 プラス $\frac{1}{2}$ %	一八%
セメント	三六%		二四%	一八%
棒鋼	内国産品に対する内国税(應 当り四ルピー)の $\frac{1}{2}$ 倍と 應当り三九ルピーの 合計又は従価 $\frac{3}{10}$ %の 高い方プラス $\frac{1}{2}$ %		内国産品に対する内国税(應 当り四ルピー)の $\frac{1}{2}$ 倍と 屯当り一〇ルピーの 合計又は従価一〇%の 高い方プラス $\frac{1}{2}$ %	無税

も規制力も持たないものであった。冷凍鮪或は鮪罐詰に対する関税引上げ問題についても同様で、この点にGATT加入の見逃し得ない効果が認められる。

(4) 関税上の最恵国待遇原則の例外

GATTの規定する関税上の最恵国待遇の原則は、締約国からの輸入品に対し不平等な関税を課してはならないことを定めたものであるが、これにも次のような例外が認められている。

(イ) 特恵国間の特恵的待遇(第一条第二項)

これについては既に指摘したところで、(イ)英連邦相互間、(ロ)フランス連合相互間、(ハ)ベネルルクス関税同盟構成国(ベルギー、オランダ及びルクセンブルグ)とその属領間、(ニ)米国、フィリピン相互間、(ホ)米国、キューバ相互間、(ヘ)チリとアルゼンチン、ボリヴィア、ペルー間等における特恵は、右の最恵国待遇の原則に拘らず依然容認せられており、したがつてGATTに加入しても、例えば英連邦各国に対する英国とわが国との間の差別的待遇は依然として払拭せられない。これを例示すれば次の如くである。

(2) インド	鋼板	内国産品内国税(毎疋四ルピー)の1% 倍と毎疋二五ルピーの合計の1%倍	三六ルピー6%アンナ	無税
	自動車	四五%	三五%	無税
	ミシオン	四〇%	三〇%	無税

(3) 南阿連邦	品目	一般税率	GATT税率		特惠税率	税率
			英	国		
	綿糸	七・五%			六%	無税
	綿織物	六・二五%又は毎ポンド1%アンナの 高い方プラス%			五%又は毎ポンド1%アンナの 高い方 プラス%	無税
	綿織物	五〇%又は毎ヤード5%アンナの 高い方プラス%			一二・五%又は毎ヤード2%アンナの 高い方プラス%	六%
	プリントもの	六〇%			一八%	六%
	人絹織物	五〇%又は毎碼七アンナの 高い方プラス%			三〇%又は毎碼七アンナの 高い方 プラス%	一八%
	棒鋼	内国産品の内国税の1%倍 プラス% 三九ルピー又は從価二〇% のいずれか高い方プラス%			内国産品内国税の1%倍 プラス% 四〇ルピー又は一〇%の 高い方プラス%	無税
	鋼板	内国産品内国税の1%倍 プラス% 五ルピープラス%			内国産品内国税の1%倍 又は從価一〇%の いずれか高い方プラス%	無税
	鉄線	内国産品内国税1%倍 プラス% 毎疋六〇ルピー プラス%			内国産品内国税の一・五 倍 プラス% 毎疋	無税
	自動車	七〇%			六〇%	一〇%
	ミシオン	三六%			二四%	一〇%

品目	基本税率	最惠国税率	特惠税率	
			英	その他の 英連邦諸国
綿織物	一五%又は毎碼二片の いずれか高い方	一〇%又は毎碼一・五 片の 高い方	無税	五%
レィオンを含まず五〇% 以上の綿を含むF〇B価 格碼当り一シリング三ペ ンスを超えないもの				

品目	基本税率	G A T T 税率	特 恵 税 率
セメント	一五%又は毎碼三片の高い方	一五%	無税
棒鋼	四〇〇封度に付	一志	無税
鉄線	一〇〇封度に付	三%	九片
銅塊	七〇八片	一五%	無税
			九片
			一〇%
			一〇%

(4) オーストラリア

品目	基本税率	G A T T 税率	英 国	そ の 他
綿織物	毎碼2% ¹ / ₃ 片	毎碼% ¹ / ₂ 片但し特惠税率より〇・三七五 ¹ / ₁₀ ・五片以上高い場合はその部分は免除	毎碼〇・五片又は五%の高い方	
鋼板	毎噸	毎噸	毎噸	
銅板	二五%及び毎噸	一二・五%及び毎噸	三・五%	
鉛板	七〇志	七〇志	九〇志	
亜鉛板	一三〇志	一三〇志		

(5) フイリツピン

品目	基本税率	G A T T 税率	特惠税率(米国)
人絹織物	六五%	三二・五%	無税
毛織物	三五%	二〇・〇%	無税

(四) 緊急の場合の特例(第十九条)

予測されなかつた事情のため、或る種の商品の輸入が増加し、国内生産者に重大な損害を与え、又はその可能性が生じた場合には、必要な期間及び限度において、関税の譲許を一方的に撤回し、又修正することができる。また同じ事由のため特惠国の産業が同じ様な影響を被る場合も同様の措置がとれる。

G A T T 加入の効果と影響について

(六) 関税交渉を行わず且つ関税譲許の適用に不同意の場合の特例(第三十五条)

これを定めた第十九条は通常エスケープクローズ(逃避条項)とよばれており、右の措置は予め締約国間と協議の上実施する建前とされているが、緊急の場合は事後的に通告することを以て足ることとなつてゐる。しかし実際にこの条項が適用された例は極めて少く、これが濫用される場合は、G A T T そのものの存立が危ぶまれる時であろう。

G A T T 第三部第三十五条は、締約国間に関税譲許が適用されない場合として、「締約国が相互間に関税交渉を行わず、且つ一方の締約国が、他の締約国に対して譲許税率を適用することに同意しない場合」を定めてゐる。したがつて例えばわが国が加入を認められても(加入は締約国の三分の二以上の同意

があればできる)、これに反対する国はわが国との間にだけは相互に関税譲許を行わないこともできるわけで、この場合にはその国からは最惠国税率の適用を受けることができないこととなる。

(註) 右の外国境貿易、関税同盟及び自由貿易地域等の特例があるが、わが国の場合これはあまり重要と認められないので省略する。

以上のような例外は原則的に考えられる最惠国待遇の効果を明かに減殺するもので、(イ)の特恵は理想としては漸進的に消滅せしめようという方向をとつていながら、実際には極めて困難な問題であり、G A T Tが現在の特恵の幅をこれ以上広げないことを条件としてこれを認めたことは現実への妥協に外ならない。(ロ)及び(ハ)はいずれも実際問題としては文字通り例外的にしか行われないと考えられるが、わが国加入に対する英国等の強い反対よりみて、その予測は困難である。

仮りにそのようなことがないとして、G A T T加入により関税上の差別的待遇を免れ得る利益を考えると、結局それは、輸出がそれによつてどれ程伸長し得るにかかっている。そしてこの問題は更に次の数量的制限の原則的除去乃至無差別的取扱の実効如何に依存することとなると思われる。したがつてわれわれは進んで関税以外の無差別的待遇の効果についてみなければならぬ。

(二) 通商上の無差別待遇の効果

主要内容の節で見たように、G A T Tの規定は原則として輸出入の数量制限を行うことを禁止している。然しそれは飽くまで原則であつて、これには実際上の要求から多くの例外が認められている。いまその主なるものを抽出してみると次の如くである。

- (1) 不可欠の食糧品その他の物資の不足を防止又は緩和するために必要な一時的輸出制限(第十一條第二項)
- (2) 農漁業産品の一時的過剰を除去するため、国内の生産、販売制限と併行して行う輸入制限(同右)
- (3) 国際収支を擁護するための輸入制限(第十二條)
- (4) 経済的發展及び復興のため必要な輸入制限(第十八條)
- (5) 輸入増加のため国内産業に重大な損害があり、又はその可能性がある場合

の輸入制限(第十九條)

- (6) 安全保障上の利益保護のため必要な制限(第二十一條)
- (7) 公徳、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するための制限、金又は銀の輸出入制限、国宝保護のための制限等(第二十條)
- (8) 関税交渉を行わず且つその国が加入したときに協定の適用に同意しない場合の制限(第三十五條)

右のうち特に重要と認められるのは、(3)(4)(5)及び(8)であるが、(3)及び(4)により数量的制限を行う場合は、商品により差別待遇をすることは認められても、相手国により差別的に取扱うことは一応禁止されている。しかし(3)の場合には更に例外があり。

(イ) 国際通貨基金規約第十四條の規定(註)(国際通貨基金に加入していない国の場合は、同規約に代わるものとして締結することとなつてい特別為替協定の規定)に基いて適用できる為替制限と同じ効果をあげるための差別的制限
 (ロ) 一九四八年(昭和二十三年)三月一日現在において国際収支擁護のためとりつゝあつた差別的制限の継続は認められることとなつてい。

(註) 国際通貨基金規約第十四條第二項

「戦後の過渡期においては、各加盟国は本協定の他の規定に拘らず、
 経常的国際取引のための支払及び振替に対する制限を継続し、事情の變化に應じ、これを改訂することができる。」

これは例えば自由交換性のないポンド貨の累積の一方ドル不足がある場合差別取扱が認められなければ、ドル圏からの輸入制限と同様にポンド圏からの輸入も削減せねばならないという矛盾を招くため設けられたもので、このような差別的制限がゆるされるのは国際通貨基金規約第十四條の規定に基く戦後過渡期の取極を援用している期間に限られることとなつてい。

(3)乃至(5)の制限を行うに当つては締約国間に事前に協議し、その結果成立した協定の条件にしたがつて行うのが原則であるが、事前協議が実行不可能のときは一方的にこれを行い、協議は事後に行つてもよいこととなつてい。尤もそれについてはその濫用防止のため締約国間の監督が行われ、また不当な制限に対して

はその停止を申入れ、場合によつては他の国がG A T Tの規定によつて負う義務をその国に対してだけは免除することも定められている。

なお(4)以下は関税譲許の場合に共通の例外であり、(8)の場合はその国との貿易に関する限りG A T T加入の効果は全然考えられないこと、関税上の最惠国待遇におけると同様である。

さて以上の例外は、いずれも充分な根拠をもつもので、特に(3)は戦後世界貿易の現実から打ち出されたものであるが、それだけにG A T Tの標榜する輸出入制限の原則的除去及び差別的制限の禁止の理想が著しく弱められていることは否めない。事実世界貿易の方向はブレトン・ウッズ協定やG A T Tの自由貿易拡大の理想に拘らず、むしろいよいよ逆行の方向を辿りG A T Tの定めた例外が原則として代りつつあるかに見える。したがつてわが国がG A T Tに加入を認められた場合、その輸出入の数量的制限除去の原則が、もたらし得るであろうところの効果も、叙上のごとき重大な例外と世界貿易の現実の姿を考え合わせると、あまり大きなものを期待することは危険ではないかと思われるのである。

勿論輸出相手国において右の例外規定に基き、国際収支擁護のための数量的制限を行つている場合と雖も、その制限内の輸出において従来は関税上の差別のため競争に堪えられなかつたものが、G A T T税率の適用により競争力ができ或はそれが増加し、そのためある程度輸出が伸張するということは考えられる。然し主要市場においてこれまでに譲許された関税率の状況を見ると、そのような期待もやはり多くは持てないのではないであらうか。

(三) わが国が与える関税譲許及び無差別待遇の影響

以上はG A T T加入によつて期待される積極的效果について見たのであるが、G A T T加入に伴う義務は相互的なものであり、加入に当つての関税交渉においては当然わが国も同様の関税譲許を行わねばならないし、また爾後通商上の無差別的取扱の原則を遵守せねばならない。そこでその場合の影響について考えてみよう。

(1) 関税譲許について

関税譲許の方法としては(イ)現行関税率を引下げるか、(ロ)現行水準を据置るか、

G A T T加入の効果と影響について

或は、(ハ)前述のように一定の水準より高く引上げないことを約束するかの三つの方式がある。またこれはすべての輸人品について必ず行わねばならぬというものではなく、特定のものについては譲許を行わないこともできる。なお譲許を予定して事前に関税率を引上げるといふようなことを防ぐため、特定の時期以前に公布されたものでなければ、関税交渉の基礎としないという規定が関税交渉会議の都度設けられるのが通例のようである。

わが国がG A T Tに加入する際どの程度の譲許を行わねばならないかは予測困難であるが、その度合或は商品によつては国内産業にかなり影響を及ぼすことを予想されるので、その決定については特に慎重でなければならぬ。当局ではわが国の現行関税率は国際的にみて低位にあるので、据置を主とする方針を考慮しており、意図の如く交渉がまとまるならば関税譲許による国内産業への影響は差当つてはさして懸念するに及ばないであらう。

(2) 輸出入制限の原則的禁止及び無差別待遇について

この点については加入に関する議定書の日付の日に現存する国内法規に抵触しない限度において、協定に規定する義務を負えばよいこととなつてゐる。したがつて現行の貿易管理法に基く輸出入制限はG A T T加入後も有効に実施することができる。また国際収支擁護或は国内産業の発展のためには前述のごとく所定の手続を経て、また緊急の場合は事後通告により例外的に制限措置をとることもできることとなつてゐる。したがつてG A T T加入後その規定に縛られるために国内産業の被るべき損害を拱手傍観せざるを得ないというような懸念は先ずあるまいと思われる。

勿論G A T Tの例外規定を安易に適用し、輸入制限措置をとることは充分慎重しまねばならないところであつて、特に第十九条のエスケープクローズによつて協定の定める他の制限から逸脱するがときは、過去にも殆ど例がないこと前述のごとくである。またこれ等の措置をとる場合には各国からの報復措置も充分考慮せねばならないであらう。しかし現在の貿易管理を前提にして考えると、G A T Tに加入したために特に悪影響を強く被るといふことはないように思われる。

(3) その他

その他GATTに加入すれば、例えば譲許関税の変更、輸出補助政策の採用等について協議或は通告の義務を負い、また貿易規則を公表し、公平に施行せねばならぬ等の制約を被ることになるが、これ等は相互的なものであり、さして桎梏となるとは考えられない。

(四) 要 約

以上GATTに加入をゆるされた場合の効果乃至影響についてみたところを要約すれば、マイナスの影響も殆どないが、プラスの効果としての輸出伸長も皆無ではないにしても、あまり多くは期待できないのではないかとすることに落着くであろう。最惠国税率の適用を受けることによつて国際競争の面で現在より有利になるという効果は極めて明瞭であり、各国の輸入制限下においても、その範囲内で、今まで関税上の不利のため行えなかつた輸出が可能となり、増加するといふことは抽象的には考えられるけれども、具体的に主要市場別に検討してみると、一般に漠然と期待されている程の効果を望むことは過分に属することのよう

に思われる。

しかも最近の世界貿易の趨勢を見ると、国内産業保護に関する条項を適用しての関税引上げ気運(米国)や国際収支の擁護のための数量的制限(英連邦諸国、フランス、ベルギー、その他)が一層激しくなるうとしており、現実の姿はGATTの理想とする自由貿易の拡大とは凡そ逆の方向に進みつつあるように見受けられるのである。それが世界経済の構造上の矛盾に基く必然の動向とするならば、これをにわかに転換することは困難であろう。

しかしながら差当りさほどの効果を期待できないからといって、直ちにGATT加入の必要なしと結論するのは早計である。輸出市場における輸入関税は低いに越したことはないし、またはしがきで述べたような国際的役割を担っているGATTの仲間に入り、その理想に近づくよう努力をすることは、独立を回復した日本にとつての当然の国際的義務でもあるからである。

四、む す び

——わが国加入の見透し——

最後にわが国の加入の見透しについて若干触れて置く必要がある。前述のよう

にわが国の加入問題は、特別委員会の調査の結果に基き、来年九月開催予定の第八回締約国団会議で再討議されることとなつてゐる。十月二日からジュネーブで開かれた第七回締約国団会議においては、英国その他の反対が予想されたが、一般にかなり楽観的な期待が持たれてゐた。蓋し最終的な発効には三分の二以上の締約国の署名を必要とするが、簡易加入手続では過半数の賛成があれば加入申請は承認せられ、必要な交渉に入り得ることとなつてゐるからである。しかし結果は予想に反して更に決定は略一カ年の延期を見ることがなつた。

これはいうまでもなく英国その他の反対があつたためであるが、それ等の国は何故さまでわが国の加入に強く反対するのであるか。さきに見たようにGATTに加入しても、実際問題としてはさほど大きな効果は期待できないように思われるが、それは裏返してみれば、他の国にとつても日本の加入がさして響かないといふことに外ならない。しかも外電は、日本の加入が認められる場合には、英国は脱退するかも知れないという情報を伝えたことさえある。

先ず考えられる反対の理由は、輸出市場において競争関係にある日本がGATT税率の適用を受けることとなれば、英国の輸出がそれだけ圧迫されるということである。しかし英連邦諸国は国際収支擁護のための輸入制限、為替管理を實行しつつあり、また英国との間の特惠税率はGATT税率との間にかんがりの逕庭を以て存続してゐるのであるから、関税上、通商上の英国の優位は依然動かし難いものがある。他の市場について見ても、最惠国待遇を受けることによりわが国が、輸出を増加し得るといふ利益はさほどのことは期待されず、特に英国以上に有利となるわけではない。なお且つ英国の輸出が圧迫を被るとすれば、結局それは輸出商品の国際競争力自体の問題である。したがつてそれが正当なものである限り、英国としては単に自国の輸出が圧迫を被るといふ理由のみでは表立つては日本の加入に反対し得ない筈である。

そこで問題にせられるのは、日本商品の国際競争力の正当性である。今次の締約国団会議で日本の加入決定を延期した事由も、それを更に調査するということにあつたものと推察される。戦前に問題となつた為替ダンピングはもはや過去の問題としても、チープレーバーによるいわゆるソーシャルダンピングへの疑惑

は、かなり根深いものがあるやに窺われる。実際に根強く残っているのか、或は単に加入反対の理由に用いられたものかは分らないが、恐らくはその両方である。ダンピングに対してはそれが輸入国の国内産業に重大な影響を与えるときはダンピング防止税の課徴ができることとなつてはいるが、英国とわが国が競争関係に立つている輸入国がそれを適用することは必ずしも考えられない。日英いずれから輸入しても差支ないものであるなら、それを欲する国としては低廉に越したことはないからである。

またわが国の貿易政策に対する不信も反対の理由をなしていると想像される。例えば、補助金支出による輸出振興はGATTもこれを禁じてはいない。ダンピングの場合と同様これには相殺関税を課することができるが、そのような産業を国内にもたない輸入国は、決してそれを適用しないであろう。したがつて日本がそのような方策に出て、しかも最惠国待遇を受けるとすれば、競争関係にある国は打撃を被らざるを得ないという可能性はある。

ともあれ、今次締約国団会議の結果編成されることとなつた特別委員会が、右の諸点を如何に調査し、如何に報告するかが、わが国の加入を決定づける鍵となつてゐる。その見透しは予測の限りでないが、あまり名譽にならない不信はわが国としても速かに取り除くよう努力しなければならぬことはいままでもない。

(伊 賀)

いわゆる「二重価格」による輸出について

昭和28・9・1

目次

一、最近における二重価格による輸出の实例

——それは最近著しく増加し、常態化の様相をすら呈している——

二、二重価格による輸出とダンピング

いわゆる「二重価格」による輸出について

——二重価格による輸出はダンピングである——

三、二重価格による輸出の必然性

——それはネツセサリーイヴルである——

四、その限界

——ネツセサリーではあつても無条件的には容認され得ない——

五、二重価格と為替レートとの関係

——二重価格は二重レートである。これを解消する方途は、合理化によるコスト切下げ以外にはあり得ない——

一、最近における二重価格による輸出の实例

——それは最近著しく増加し、常態化の様相をすら呈している——

二重価格という言葉には、一義的な概念規定はない。戦中戦後の価格統制において、特定産業向価格とその他の一般向価格との間に差別を設けたとき、紛れなき二重価格であつたし、また米麦を政府がその売渡価格を超える価格で買上げるのも二重価格制とよばれる。しかし、ここでとりあげようとするのは、専ら輸出価格と国内価格との間における二重性、すなわち国内価格よりも安い価格で輸出するという意味での二重価格についてである。

逆の場合も、字義通りに解すれば二重価格といえそうだが、これはそうはよばない。蓋しそれこそ正常な姿だからである。すなわち二重価格といわれるとき、それは常に正常的でないものを含んでるのであつて、輸出、内需の二重価格もその例に洩れない。

これが喧しく問題とせられたのは、昨春秋供給過剩対策として行われた硫酸の出血輸出についてであつた。それは国内需要者の犠牲において輸出が強行されるという意味で問題とされたのであるが、国内需要者の犠牲とか、出血とかの点は別として、最近二重価格による輸出が非常に増加していることは極めて注目される。いま八月末現在で輸出価格が国内価格を下廻つてゐるものを一表に示せば次のごとくである。